

令和2年度6月教育委員会議定例会議事日程

日 時 令和2年6月19日（金）
午前9時30分より
場 所 町民センター2Aクラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
- 5 報告・協議事項
 - (1) 『二宮町新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン』及び『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』について…資料 No.1
 - (2) 二宮町社会教育施設の利用再開における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について…資料 No.2
 - (3) 二宮町図書館再開後の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について…資料 No.3
 - (4) G I G Aスクールについて…資料 No.4
 - (5) その他

* 次回教育委員会議予定

- 6 閉会宣言

令和2年6月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.5.22~R2.6.18)

月	日	曜日	内 容
5	22	金	定例教育委員会議
			総合教育会議
			第10回新型コロナウイルス感染症対策本部
5	25	月	議会との意見交換会（新型コロナウイルスに関して）
			臨時小中学校校長会
5	26	火	第11回新型コロナウイルス感染症対策本部
6	2	火	政策会議
			第12回新型コロナウイルス感染症対策本部
6	5~16	金~火	令和2年第2回二宮町議会定例会
6	17	水	政策会議
			第13回新型コロナウイルス感染症対策本部
			小中学校校長会
6	18	木	図書館協議会

6月政策会議結果報告

令和2年6月2日（火）開催分

【町長あいさつ】

特別定額給付金の給付が速やかに行われているなど、新型コロナウイルスに対する緊急対策についての町民の声が届いている。6月議会では、新型コロナウイルスの関連の議論がされると予想されるため、丁寧な説明を行うこと。

【主な付議案件】

1 令和3年度県の施策・予算に関する要望について（神奈川県町村会）

政策総務部

神奈川県町村会を通じた令和3年度の県の施策・予算に関する要望事項について、町村会の案を基に、二宮町としての要望事項をまとめましたので、協議を行い、決定した。

2 新型コロナウイルス特別要望について（神奈川県町村会） 政策総務部

神奈川県町村会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策及び支援策等について、通常の国政要望と同様に、県内選出の国会議員に要望を行うため、内容について協議を行った。決定は次回会議。

3 令和3年度国・県の施策・予算に対する政党要望について 政策総務部

各政党を通じた令和3年度の国・県の施策・予算に対する要望事項について、町村会及び3市3町広域連携推進協議会の要望内容を踏まえ、二宮町としての要望事項をまとめるため、方針について協議を行った。決定は次回会議。

4 令和2年度重点施策事業等に係る町長ヒアリング結果について

政策総務部

4月に実施した、部の重点施策（事業）及び運営方針に係る町長ヒアリングの結果を取りまとめたので、協議を行った。今後、結果に基づいて7月に進捗状況調査を実施し、8月頃に令和3年度の予算編成に向けヒアリングを行う。

【情報交換】

- 特になし

6月政策会議結果報告

令和2年6月17日（水）開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルスへの対応が進むにつれ、少しずつ事業ができるようになってきたが、第2波、第3波を警戒しなければならない。一方でコロナウイルスとの共存を考えることも必要。秋には来年度予算編成をむかえるが、町民サービス、施策を切り替えること、ピンチを見直しの機会と捉え、もう一度全体を見直してほしい。

【主な付議案件】

- 1 令和元年度歳入歳出決算見込みについて 出納課
5月末日をもって出納整理期間が終了したため、一般会計及び特別会計の決算見込みについて報告があった。

【情報交換】

- 特になし

令和2年 第2回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1 議案

(1) 令和2年度二宮町一般会計補正予算（第3号） 教育委員会関係
債務負担行為

事項：教育用ICT機器賃貸借（ICT教育推進事業）【令和2年度】

期間：令和3年度～令和7年度 限度額：103,107千円

歳入補正

国庫補助金 学校臨時休業対策費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金

町債 小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債

歳出補正

教育振興経費（消耗品費、保健衛生備品購入費）

要保護及び準湯保護児童生徒就学援助費（休校時準要保護児童生徒分昼食代援助費）

ICT教育推進事業（手数料、校内ネットワーク整備業務委託料、教育用コンピューター借上料）

小学校共通施設管理経費（通信運搬費）

中学校共通施設管理経費（通信運搬費）

二宮中学校教育施設整備事業（修繕料）

社会教育総務費・一般経費（消耗品費）

保健体育総務費・一般経費（消耗品費）

町民運動場施設管理運営事業（倒木処理及び危険木伐採等委託料、境界復元測量委託料）

学校給食費・一般経費（学校臨時休業対策費補助金）

⇒原案可決（賛成多数12：1）

2 一般質問

(1) 前田議員

件名：児童生徒の安全安心な学校教育について問う

要旨1：3か月にもわたった休校中、児童生徒に対し、どのような対応をしてきたか。

答弁：卒業式や入学式は規模を縮小し、マスク着用や手指消毒を徹底したうえで、保護者1名の出席で実施した。

毎日の検温や健康状態を把握するための「健康観察表」の配布、家庭への定期的な電話連絡の実施など、児童生徒の健康観察や生活状況の把握に努めた。

校庭開放や町立図書館の移動図書館の実施など、児童生徒の健全な生活に向けた取り組みを行った。

要旨 2 : 6月より段階的に学校が再開されたが、授業の遅れについてどのようにカリキュラムに対応していくのか。

答弁 : 紙媒体の学習課題では、2週間のサイクルでやり取りし、児童生徒の学びの進み具合を確かめた。

各学校はホームページを立ち上げ、教員が作成した動画教材を、家庭学習を補完するために発信した。

家庭における ICT 環境調査を実施し、6月はじめから、端末のない家庭に通信可能なタブレット端末を貸し出している。

文部科学省が発出した「学びの保障」の方向性を踏まえ、各学校は授業時間の短縮によるコマ数の確保、長期休暇の短縮、学校行事の再検討など、様々な方法で授業時数の確保を行っている。

最終学年については進路指導に配慮し、文部科学省から示された学習活動の重点化のための資料を参考に教育課程を進めていく。

国の第2次補正予算で創設された「学習指導員」や教員の追加配当なども活用してく。

要旨 3 : 小学校で本年度より必修となったプログラミング教育に対し、どのようにしていくのか。

答弁 : プログラミング教育は、コンピューターやプログラムを活用して、問題解決や社会の発展に生かそうとする態度・思考を育むもので、今年度からの小学校学習指導要領に位置づけられている。

小学校ではこれまで、ビスケットやスクラッチなどのプログラミングソフトを活用してきたが、今年度、教育委員会でプログラミング教材「MESH」を導入し、各校への貸し出しを行う予定。

「MESH」は、LED 照明や温湿度計など、それぞれに役割を持つ7つのブロックで構成されており、プログラミング言語を知らなくても、タブレットと連動し、意図した動きを組み立てることができる教材で、様々な教科での活用も想定できる。教員向けの研修も実施する。

要旨4：コミュニティ・スクールをどのように運営していくのか。

答弁：これからの学校運営は、文部科学省より示された「学校の新しい生活様式」などを参考にしながらのものになり、運営において多くの人の手が必要になってくる。

コミュニティ・スクールである町内の小中学校は、地域の力を学校運営に活用する仕組みが整えられており、学習支援や施設管理などで、これを有効に活用していくことが大切である。学校運営協議会で、感染症を背景とした学校の現状とこれからの教育活動について地域との情報共有をしっかりと行い、コミュニティ・スクールとしてできることを整理する必要がある。教育委員会としても学校に働きかけ、取り組みを発信するなど支援を行う。

要旨5：今後、学校再配置、小中一貫教育校設置計画をどのように進めていくのか。

答弁：新型コロナウイルスの対応で取組みが予定より遅れている。

修正した計画案と学区の見直し案について、地域の意見を伺おうとしたが、難しい状況であり、方法を検討している。

小中一貫教育の必要性をさらに理解していただけるようメリットを客観的にわかりやすく示すとともに、小中一貫教育を行う学校の形、場所についても具体的に示し、町民の方々と意識の共有を進めたい。

学校施設現況調査は計画どおり進んでいるので、これらを整理し、状況を見ながら、地域の方々のご意見を伺っていく。

一色小学校の単級化など、課題としてきた状況は進んでいるので、計画実施が先送りになったとしても、小中一貫教育の部分的、段階的な実施など、対応を検討していく。

要旨6：児童生徒の登下校時の安全安心についてどのような策を講じているのか

答弁：小学校では、児童が一人にならないよう登校班を編成、下校時は、できるだけ下校時刻をそろえ、集団で下校しており、6月1日の再開時も、登校班を崩さないよう地域ごとにグループ分けを行った。

地域の方々にも登下校時刻を配付し、見守りに協力いただいて

いるほか、警察との連携も密に行っている。

スクールガード・リーダーは、警察や教員のOBが教育委員会かなどから委嘱され、登下校時のパトロールや地域ボランティアへの指導などの活動を任されるもので、過去に二宮町でも取り入れていたが、専門的な知識が必要であることなどから、人材確保が難しい状況にある。一方で、国では増員を目指しているため、教育委員会としても研究していく。

今後も地域や保護者、関係機関と連携し、町全体で児童生徒の登下校時などの安全安心に努めていく。

議員より

- ・カリキュラムや行事の見直しにおいて、数少ない町立学校の中でばらつきがないよう、教育委員会で事例を集め、工夫して取り組めるよう教育現場に行きわたらせていただきたい。
- ・登下校時の児童生徒の安全を守るため、スクールガード・リーダーを配置していただきたい。

(2) 羽根議員

件名：新型コロナウイルス感染症への対策と予算について

要旨2：休校中の授業の遅れに対する補完策と今後の小中一貫教育校設置計画の方向性は

答弁：前田議員の一般質問、要旨2・要旨5と同様。

議員より

- ・小中一貫教育について、子どもたちへのメリットを主体に説明をしていただきたい。二宮町に住んでいるからこそ良い教育を受けられるという状況が必要である。

教育総務課事業報告

事業報告

(令和2年5月22日～6月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月22日	金	総合教育会議	役場	11
5月26日	火	人権教育担当者会	(書面会議)	—
5月27日	水	学校図書館連絡協議会	(書面会議)	—
5月28日	木	幼・保・小連携推進委員会	(書面会議)	—
5月28日	木	幼・保・小交流会	(書面会議)	—
6月1日	月	学校再開	小中学校	—
6月8日～	—	二宮育英会理事会	(書面開催)	—
6月16日	火	学校事務連携会議	町民センター	8
6月17日	水	小・中学校校長会	役場	11

事業予定

(令和2年6月19日～7月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
7月2日	木	校長会	役場	9
7月8日	水	教頭会	役場	9
7月9日	木	二宮町いじめ問題対策連絡協議会	役場	14
7月16日	木	学校事務連携会議	町民センター	8

学校給食センター

事業報告

(令和2年5月22日～6月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
6月15日	月	学校給食再開	小中学校	—

事業予定

(令和2年6月19日～7月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
6月24日	水	納入物資業務監査	給食センター	5
6月30日	火	給食費会計監査	給食センター	6
7月6日	月	献立会議 (PTA役員)	給食センター	8

生涯学習課事業報告(令和2年5月22日～令和2年6月18日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
5/23	土	大人がたのしむおはなし会	ラディアン和室	中止
5/24	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	
5/27	水	二宮町図書館・学校図書館連絡会議①	書面開催	
6/3	水	ブックスタート(子育て・健康課と共催)2日間	保健センター	33人
6/3	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	中止
6/10	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
6/14	日	図書リサイクルコーナー	図書館	
6/16	火	図書館 一部再開	図書館	9:30～
6/17	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	中止
6/18	木	図書館協議会(第1回)	ミーティングルーム2	13:30～
6/18	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	中止

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

・図書館特設カウンター 6月2日(火)～14日(日)各13:00～17:00

資料貸出:1,350冊 予約受付:1,551冊

生涯学習課事業予定(令和2年6月19日～令和2年7月29日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
6/19	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	中止
6/20	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	
6/24	水	録音図書ボランティア	ボランティアルーム	
6/26	金	わらべうたであそぼう(0歳児とその親)①	ラディアン和室	
6/28	日	わらべうたであそぼう(0歳児とその親)②	ラディアン保育室	
7/12	日	図書リサイクルコーナー	図書館入口	
7/18	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	
7/8	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
書架整理ボランティア、修理ボランティア			図書館	

生涯学習課事業報告（令和2年5月22日～令和2年6月18日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
5/22	金	青少年指導員連絡協議会【書面会議】	ラディアン ミーティングルーム1	19:30	中止

生涯学習課事業予定（令和2年6月19日～令和2年7月29日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
7/1～8/31		山西プール開設	山西プール	9:00
7/3	金	青少年健全育成街頭キャンペーン【中止】	二宮駅周辺	16:00
7/6	月	青少年問題協議会	町民センター 3Aクラブ室	14:00
7/8	水	文化財保護委員会議	ラディアン	13:30
7/9	木	社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
7/10	金	青少年指導員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:30
7/21	火	夏季愛のパトロール	町内	17:00

【新型コロナウイルス感染症対応について】

①所管施設再開(利用制限あり)

- ・6月16日(火)から 町民運動場、テニスコート
- ・6月17日(水)から ふたみ記念館
- ・7月1日(水)から ラディアン、武道館、町立体育館
- ・学校開放事業は8月1日からを目途に調整中

②休館延長

- ・8月31日まで 温水プール

③事業等中止

- ・10月～12月 ラディアン20周年記念事業(次年度に延期)
- ・にのみや町民大学講座(9月末まで)
- ・10月 体育祭
- ・10月～11月 文化祭芸能大会・合唱祭
- ・10月 民俗芸能のつどい(民俗芸能保存会連絡協議会との共催)
- ・12月 継走大会
- ・子ども会育成会連絡協議会主催 子ども野外研修(7月) ・ミニニノミヤ(11月)
- ・2月 市町村対抗かながわ駅伝(神奈川県主催)

二宮町新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

令和2年6月10日現在

1. 教育活動の再開に関すること

- ・学校の教育活動再開に当たっては、在籍する全児童生徒が一斉に登校し、学級等の集団で通常の教育活動を実施する前に、まずは、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、分散登校や短縮授業を組み合わせながら段階的に教育活動を拡大し、通常登校へと移行していくこと。
- ・教育活動の段階的な再開については、6月1日（月）から6月26日（金）までは、原則分散登校とする。分散登校方法の詳細は、別紙①「学校再開後の分散登校等の予定について」を参照すること。
- ・段階的な再開については、地域の感染状況や社会情勢を鑑み、実施期間を変更する場合もあることに留意すること。

2. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①感染源を絶つこと

- ・児童生徒及び同居の家族（以下、児童生徒等）の健康状態を把握し、発熱等の風邪症状が見られる場合は、自宅で休養させることを徹底する。なお、教職員についても同様の対応とする。
- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認について、「健康観察票」を用いて行う。登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行う。

②感染経路を絶つこと

- ・児童生徒及び教職員がマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ・登校時や給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後等にこまめな手洗いを徹底する。
- ・「換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底」「多くの人の手の届く距離に集まらないための配慮」「近距離での会話や大声での発声を可能な限り控える」という、いわゆる3密を避けるための保健管理や環境衛生を良好に保つよう徹底する。
- ・教室やトイレ等児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が触れる箇所は、1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）を使用して清掃を行う。また、消毒液を使用する際は、下記事項について配慮する。

<次亜塩素酸ナトリウム液使用時の留意事項>

- ゴム手袋を着用のうえ、換気をしながら使用する
- 家庭用塩素系漂白剤約10mlに対して水1ℓの割合で希釈し、時間が経過すると効果が弱まることから、早めに使い切るようにする。
- 消毒対象に直接噴霧せず、綺麗な雑巾等に噴霧して使用する
- 木製には効果が薄いため、アルコールや台所用洗剤の水溶液で消毒する

③免疫力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

④新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導

- ・児童生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、資料など※を活用し、発達段階に応じた指導をする。

※https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm（文部科学省）

※http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html（日本赤十字社）

⑤学校における生活場面ごとの感染防止対策について

- ・上記①～④及び、別紙②「生活場面ごとの感染防止策例」を参考に、感染症対策を講じる。

（２）出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒等の感染が判明した場合または児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。後者の場合における出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。
- ・児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合出席停止とする。一時的な発熱の後、他に症状がなく、体調が完全に回復した時点で登校させても良い。
- ・保護者が感染を危惧して児童生徒を欠席させる場合は、学校の感染症対策について説明し、それでも保護者が欠席させる場合も、学校長の判断で出席停止とすることができる。
- ・保護者の考えで欠席させる場合でも、保護者と十分な連携、協力関係を保ち、教育課程に則った学習課題を与えることが必要であり、また、その学習状況が十分に把握できる場合には、学校長の判断において出席扱いとすることもできる。
- ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、主治医や学校医、医療的ケア指導医に相談の上個別に登校の判断をする。その結果、登校すべきでない判断された場合は出席停止とする。
- ・海外から帰国した児童生徒については、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

3. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置づけのない補習や家庭学習を課す等の必要な措置を講じる。例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行う等が考えられる。なお、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮し、負担が過重にならないよう配慮する。
- ・授業や家庭学習において、ICTを積極的に活用し、効果的・効率的に学ぶことができるように工夫する。
- ・家庭学習が次の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した時には、当該内容を再度学校における対面指導で取扱わないこととすることができる。

<要件> ①教科等の指導計画に照らして適切に位置づくものであること。
②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。但し、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講ずること。

(2) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

- ・本ガイドライン「2. 保健管理等に関すること (1) 感染症対策について」及び、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に、感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導等においては、指導の順序の変更等、指導の工夫を図る。

4. 学校行事の実施に関すること

- ・各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童生徒にとっての学校行事や児童・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、予め、その活動時間の確保にも留意しておくこと。
- ・その際には、感染防止の観点から、児童生徒の安全・安心を第一とし、次のような観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討すること。

- ① 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する
- ② 3密防止などの感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わない
- ③ 準備や練習の時間を最小限とする

【参考】検討・判断基準等の例

- ・感染防止に加え、次のことを考慮し総合的に判断
 - ①学校経営方針や今年度の重点目標の実現に向けて優先性があるか。
 - ②ねらいの達成に向けて、他の行事や取組で代替不可能か。
 - ③児童生徒や教職員へ過重な負担がかからないか。
 - ④慣習や前例踏襲ではなく、児童生徒の学びにとって不可欠か。
- ・中止等を判断する際の考慮事項
 - ①児童生徒や家庭・地域の目線から、この状況での実施に納得が得られるか。
 - ②中止する学校行事のねらいを、他の取組でどのように代替できるか。
 - ③中止によって、実行委員等に選出されていた児童生徒のケアは可能か。
 - ④中止等の変更によって生じた時間数の活用方法は明確であるか。
- ・児童生徒や家庭・地域等との共有事項
 - ①学校全体に関わる行事や関係団体と協働する行事については、学校運営協議会、PTA 本部役員や関係団体等の理解を得るようにする。
 - ②決定した変更内容については、判断の経過や決定理由を含め、児童生徒に分かりやすく説明するほか、学校便りやホームページ等で家庭・地域への情報提供を行う。
 - ③児童会・生徒会に関わる行事については、実施の判断やその在り方も含めて、児童生徒の意見をもとに、可能な限り主体的に決定、実践させることが望ましい。
 - ④学年や学級単位の行事については、教職員と児童生徒が話し合いを重ねながら、限られた授業時間数の中で、学年づくり、学級づくりのために必要な取組を絞り込み、主体的・協働的な実践となるよう指導・支援する。

5. 教育相談及び、配慮が必要な児童生徒に対する支援に関すること

(1) 心のケアについて

- ・学級担任や教育相談コーディネーター、養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握・共有した上で、健康相談等の実施や心理教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うようにする。
- ・自宅で過ごす児童生徒については、本人及び保護者との連絡を密にし、ストレス等の課題に関して相談窓口（24 時間子ども SOS ダイアル）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭や教育相談コーディネーター、心理教育相談員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を行うようにする。

「24 時間子ども SOS ダイアル」 0120-0-78310（フリーダイヤル）

(2) いじめ、偏見、差別の防止について

- ・感染症や疾患、海外からの帰国等をきっかけとしたいじめ、偏見、差別等が生じないよう児童生徒の発達段階に応じた指導や、より一層の注意喚起を行い、人権に十分配慮した対応をする。
- ・児童生徒のサインや悩みを受け止めた教職員は、一人でその問題を抱え込まず、組織的な対応を行うようにする。

(3) 児童生徒を取り巻く環境の変化に起因する問題行動等への対応について

- ・臨時休業や外出自粛等の状況下において、家庭内の心理的なストレス要因が高まることによる虐待のリスクが高まることや、保護者の就業状況の変化により生活環境が悪化する児童生徒がいるという認識のもと、児童生徒に対応する。
- ・児童生徒の異変や違和感を見逃さないようにするとともに、教育相談コーディネーターや児童生徒指導担当を中心に校内で情報共有し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーによる支援を行うようにする。また、虐待の可能性がある場合には、二宮町子育て・健康課や平塚児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うようにする。

(4) 配慮が必要な児童生徒への対応について

- ・児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階を十分に踏まえ、保護者とも情報共有をしっかりと行ったうえで、無理のないように個別の指導計画を策定する。特に再開当初、児童生徒の学校における生活習慣が定着し安定するまでは、可能な限り学校全体で指導体制を整え、チームで指導・支援にあたるようにする。
- ・日本語指導が必要な児童生徒及びその保護者に対しては、日本語指導員の積極的な活用をはじめ、きめ細やかな対応をする。
- ・通級指導教室については、基本的な感染症対策を行い、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に、原則として、給食再開後から指導を開始する。

6. 学校給食に関すること

- ・学校給食は、6月15日（月）以降、別途提示する実施計画に基づき実施する。
- ・給食中の環境については、児童生徒全員の食事前の手洗いを徹底する、会食時の会話を控える、対面での着席を回避する等の工夫をする。
- ・別紙②「生活場面ごとの感染防止策例」も参考にして、感染リスクを可能な限り低くする。

7. 部活動に関すること

- ・通常の登校が再開された日から活動を再開することができるが、睡眠時間確保、体力温存、朝の健康観察に余裕を持たせる等の理由で、次に示すような例を参考に無理のない活動計画を立てるようにする。

＜再開した場合の活動計画例＞

- ・朝練習は行わない。
- ・1週間のうち、平日は3日まで、土日は1日までの活動とする。
- ・対外的な活動は行わず、校内での活動のみ。合同練習も不可とする等

- ・部活動の実施にあたっては、「二宮町立学校に係る部活動の方針」に基づいて実施するとともに、3密の条件が重ならないよう、別紙③「学習場面ごとの感染防止策例」を参考に実施内容や方法について工夫する。
- ・生徒に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・部活動の実施状況について、教職員が把握する。
- ・部活動で教室等を利用する際は、短時間の利用や一斉の利用を控える等留意する。
- ・活動前後に必ず健康観察を行い、発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・各学校の状況に応じて活動時間短縮や活動日を減ずる等、生徒や教職員等の健康に留意した形で実施する。
- ・外部指導者が指導する際も、外部指導者にも基本的な感染症対策の実施及び、上記の留意事項を踏まえた上で指導にあたるように依頼する。
- ・各種大会の中止に伴う、生徒の心のケアに留意し、指導・支援を行うようにする。

8. 教職員の出勤等の服務に関すること

- ・教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇を取得させる。
- ・教職員が、濃厚接触者等の理由により、出勤することで感染症が蔓延する恐れがある場合には、病気休暇の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにする。

9. その他

(1) 児童生徒等や、教職員等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

- ・学校にて把握した状況等について、速やかに二宮町教育委員会に報告する。
- ・二宮町教育委員会では、「学校内における活動の様態」「接触者の多寡」「地域における感染拡大の状況」等を考慮し、保健所と十分に相談した上で、当該校の全部又は一部の臨時休業の実施について判断する。

(2) 校庭開放について

- ・授業に支障がない範囲で、各校の実情に応じて開放してもよい。
- ・校庭開放を実施する際には、大人数での利用や、運動用具の共有を控えるよう、保護者の理解を得ながら実施する。

学校再開後の分散登校等の予定について

学校種	日程	登校方法	給食
小学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・B、2つのグループに分け、午前日課で登校。 *第1週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第2週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金)	○分散登校 地区ごとにクラスをA・B、2つのグループに分けて登校。 *第3週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第4週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B ・～6/24(水)4時間授業、給食後下校 ・6/25・26 給食後5時間目まで授業を行い下校	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり
中学校	【6月1～2週目】 6/1(月)～6/12(金)	○分散登校 クラスをA・B、2つのグループに分け、午前Aグループ、午後Bグループで登校。日によってA・Bを入れ替える。	給食なし
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金) 給食ありの分散登校例①	○分散登校 *第3週 Aグループ：午前中授業を実施、給食を食べて下校 Bグループ：自宅で昼食をとってから登校後、午後から授業 *第4週 A・Bを入れ替えて実施	給食あり
	【6月3～4週目】 6/15(月)～6/26(金) 給食ありの分散登校例②	○分散登校 クラスをA・B、2つのグループに分け、登校。 *第3週 月：A 火：B 水：A 木：B 金：A *第4週 月：B 火：A 水：B 木：A 金：B	給食あり
	【6月5週目～】 6/29(月)～	○通常登校	給食あり

生活場面ごとの感染防止対策例

別紙②

※考えられる一例です。児童生徒の実態等に応じて工夫してください。

活動場面	主な対応・指導例
登校前・登校時	<p><登校前> 児童・生徒（保護者による指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、検温及び健康観察を行い、学校等が作成した健康観察票に記録したうえで学校に持参する。（健康観察票は16日間以上保存） ・発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡したうえで、症状がなくなるまで自宅で休養する。 ・同居する家族等が感染又は感染の疑いがある場合は、学校に連絡したうえで自宅に滞在する。 ・マスク、ハンカチ・タオルを持参する。共用しないよう指導する。 ・こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。等 <p><登校時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAや地域ボランティア等と連携し、登下校の安全指導と、密集回避などの感染防止指導を行う。 ・学年、クラス、地区単位で通学推奨時間を設定するなど、多くの児童・生徒が一斉に昇降口を利用しないよう指導する。 ・児童・生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒については、教室に入る前に、検温及び健康観察等を行う。 ・使用した体温計は1人ごとにアルコール等で消毒する。 ・学校で検温等を行う際には、3密を避けられる場所を用意する。 ・登校した児童・生徒に発熱等の風邪症状などがある場合には、他の児童・生徒と接触しない場所で休養させ、保護者との相談のうえ、必要があれば帰宅とする。 ・こうした対応は、養護教諭や担任だけでなく、全職員で連携して対応できるよう体制を整備しておく。等 ・熱中症予防のため、登下校時については、マスクは着用しなくても良いと指導する。
学校生活全般	<p><うがい・手洗い等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校時の教室に入る前や、給食の前後、外から教室に戻る時、トイレの後といった際の、こまめなうがい・手洗い等を指導する。 ・基本的には流水と石けんで30秒程度かけて手洗いをさせる。石けん等に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮を行う。 ・手洗いの際、洗い場に集中しないよう指導する。 ・こまめな水分補給を行うよう指導する。授業中にも水分補給を行うことを認める。等

	<p><換気等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気のため、各教室は2方向の窓を開けておく。加えて、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。 ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開する。 ・冷暖房器具を使用する場合も窓を開けた換気を行う。 ・換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒の服装についても配慮する。 ・体育館のような広く天井の高い場所でも、換気を行う。等 <p><座席配置・マスク着用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の座席について、向かい合わせを避け、飛沫がかからないような十分な距離を保つ。 ・通常マスクを着用させる。近距離での会話や発声が必要な場合は、マスクの着用を徹底させる。等 <p><共用部分等の消毒対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に多くの児童・生徒や教職員が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。（消毒液としては、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液を推奨） ・次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合には、手袋を着用し、消毒後に水拭きを行う。 ・教材、教具、情報機器等、児童・生徒間の共用を避けるのが難しいものについては、適宜消毒を行う。また、児童・生徒に対し、これらを使用する前後には手洗いするよう指導する。等
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行う。 ・配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。 ・配食時のマスク着用を徹底する。 ・児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを行うよう徹底する。 ・食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。 ・配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす等、感染防止のための工夫を行う。等
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間中の行動について、必要なルールを設定する。 ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して、グループに分けて実施する。 ・廊下で滞留しない。会話をする際にも一定程度距離を保つ。 ・お互いの体が接触するような遊びは行わない。

<p>清掃時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用具の共用を避けること、換気を最大限行うこと、トイレ掃除では使い捨ての手袋を使用することなど、感染リスクが低減されるような工夫を行う。また、当面は、教職員のみが清掃を行うことも考えられる。 ・ 清掃後は、手洗いを徹底する。 ・ 教室内の環境維持やごみ処理を行う者の感染リスク低減の観点から、例えば、ごみの持ち帰りの指導や、学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置する、ごみ箱内のごみの処理は教職員が行うなどの工夫をする。
<p>保健室にて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3密防止のため部屋のレイアウトを変更する。 ・ 一度に多くの児童・生徒が来室した際の対応マニュアル等を作成し実行する。 ・ 対応する教職員と来室する児童・生徒は常にマスクを着用する。 ・ 必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を図る。 ・ 対応するごとにうがい、手洗い又はアルコール消毒を行う。 ・ ごみは個々に密閉し、袋を二重にして捨てる。 ・ 児童・生徒の発熱等の風邪症状などを確認した場合には、保護者等と相談のうえ、安全に帰宅させる。学校に留まる際には、他の者との接触を避ける。 ・ ドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごとなど、こまめに消毒液等を使用して清掃する。
<p>学校図書館にて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には他の教室同様の感染防止策を講じる。 ・ 読書や学習用の座席について、対面や近距離とならないような配置に変更する。 ・ 一度に多くの児童・生徒が集まることがないように、例えば学年ごとに利用時間を区切るなど制限する。 ・ 貸出しの際に近距離で対面することがないように、貸出し方法を変更する。 ・ 本を扱った後の手洗いを徹底する。 ・ 開館する時間帯には教職員が常駐し必要な対応・指導を行う。等

学習場面ごとの感染防止策例

別紙③

※考えられる一例です。児童生徒の実態等に応じて工夫してください。

学習活動の例	教科等	感染を防止するための例
特別教室の使用	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室の使用については、感染リスク低減の観点から、不特定多数の児童生徒が机などを共有して使用することをできるだけ避けるため、可能な範囲で各自の教室を使用するようにする。 ・特別教室を使用する場合は、使用の前後で適切な消毒や手洗いをを行う。
器具や用具を共用で使用	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。
音読	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒全員が前を向いた状態で行う。 ・座ったまま行う。
発表	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒全員が前を向いた状態で行う。 ・声を出さずに挙手をする。
話し合い グループ活動	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・相手との距離をとる。 ・できる限り、少人数での活動とする。 ・対面にならないよう、互い違いの席配置とする等、声を出す向き等に留意する。 <p>※話し合い活動が主となる単元については、年間指導計画を変更することも考えられる。</p>
インターネットを利用する活動（調べ学習等）	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやタブレット端末を使う前後で手洗いをを行う。 <p>※機器を消毒すると故障する場合があるため。</p>
答え合わせ	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や教員が声を出して行うのではなく、プリント等を配布し、各自丸付けをする。
読書活動	国語等	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに距離をとる。（利用人数により教室と図書室の2部屋に分かれる等） ・本を読む前、本を読んだ後は手洗いをする。
実験	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り少人数グループで活動するため、実験用具が多く準備できる単元から行う。 ・だ液を使用する実験、袋に息をふきこむ実験、密閉空間が必要な光を扱う実験、手をつなぐ必要がある実験等は、学習の実施時期を入れ替えたり、教員が演示で行ったり、事前に撮影した動画を視聴したりする等、必要に応じて年間指導計画を変更することも考えられる。

観察	生活、理科等	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や植物、昆虫等を観察する場合は、観察対象を増やしたり、教員が演示で行っていることを画面に映したり、動画を視聴したりするなどして、密集することなく観察できる環境を整える。 ・同じ観察対象を複数の児童生徒が触らないようにする。
学校内の探検、学校内の調査活動	生活、社会、体育、保健体育、家庭 等	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の範囲や順番を決めたり、少人数グループで活動したりする。
歌、合唱、演奏、合奏	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は鑑賞や音楽づくり・創作を中心に、学習カードやワークシートを活用した学習を行う。 ・歌う活動を行う場合は必ずマスクを着用し、部屋の大きさや（体育館等の広い場所を検討）、声を出す向き、歌う回数、互いの距離にも留意する。 ・当面は、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等、呼吸を使う楽器を使用しないこととする。演奏が可能だと判断した場合には、個人所有のものを使用し、互いに距離をとる。 ・リズム遊びで手を合わせたり、音楽に合わせて手をつないで体を動かしたりする等、接触のある活動を避ける。 ・木琴、鉄琴や太鼓等、一台の楽器を順番に使用する場合は、使う前後で手洗いをを行う。
造形遊びをする活動 絵や立体に表す活動 工作に表す活動 絵や彫刻などに表現する活動 デザインや工芸などに表現する活動	図画工作 美術	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での活動を基本とする。 ・図工室、美術室では、対面にならないよう互い違いの席配置とする。教室で活動する場合は、机を前向きにして行う。 ・材料や用具を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。
鑑賞	図画工作 美術 音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での鑑賞を基本とする。 ・鑑賞して気付いたことや感じたことについてワークシートに書く等、一人一人がじっくりと考える授業展開を工夫する。 ・鑑賞したことの共有については、ワークシート等を交換して見合ったり、教師がまとめたものを見たりすることで行う。

調理実習	家庭 技術家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・実習時期を見直したり、適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画を立案したりする。 ・実習を行う場合には、マスクを着用し、できるだけ少人数グループで活動するとともに、手洗いをこまめに行う。また、役割分担を明確に行い、同じ調理用具を触らないようにする。
設計、製作活動	技術家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、個人で取り組む。 ・工具等を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。 ・できるだけ、教室内の移動を少なくする。
体育の運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。ただし、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。また、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。 ・マスクを着用せず運動する場合は、児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。また、児童生徒が教え合う場面では、互いの距離を2m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。 ・当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。
体ほぐしの運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアで背中を合わせたり、手を合わせたりする活動等を避ける。 ・ボールやフープ等の道具を使い、個人でできる運動を中心に行う。道具を共同で扱う場合は、使う前後で手洗いをを行う。

ボール運動、球技	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更が困難な場合には、一人一個のボールを基本に、個人でできる運動を中心に計画する。 ・ボールゲームは、密集を避けるため、できるだけ当てゲームにするなど内容を工夫する。 ・ゲームをする場合には最小限の実施とする。チームの人数を減らしたり、コートを広くとったりする等、密集する環境を避ける。 ・ビブスを使い回さないようにする。
武道	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い武道については、年間指導計画の順序を入れ替えるなどの工夫を行い、当分の間、行わない。 ・授業を行う場合には、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面のない、柔道における基本動作や受け身、剣道における基本打突や剣道形などを中心とした学習内容にするなど、指導内容を工夫する。
器械運動	体育 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・跳び箱等、大人数で動かすものについては、準備・片付けの回数を少なくするため、同じ学年で連続して授業を行う等、時間割を工夫する。
コミュニケーション活動	外国語・ 外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・やり取りを行う際には、身体接触（握手やハイタッチ等）を行わないようにする。 ・CDやDVD等の視聴覚教材を積極的に活用する。
児童会活動 (代表委員会、委員会活動、児童会集会活動等)	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を効率化し、大人数で集まる機会をできるだけ少なくする。 ・集まる際には、会場の換気を行うとともに、互いに距離をとる。 ・短時間で行う。
部活動	部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動での活動時における留意点や、マスクの着用については、体育の授業における留意点に準じる。 ・吹奏楽部での活動の留意点は、音楽の授業における留意点に準じる。



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2020.6.16 Ver.2)



文部科学省

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知）において、そのための学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年6月16日時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

目次

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について.....	4
1. 新型コロナウイルス感染症について	4
2. 地域ごとの行動基準	7
3. 設置者及び学校の役割	11
(1) 教育委員会等の役割.....	11
(2) 学校の役割	11
4. 家庭との連携	12
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について.....	13
1. 児童生徒等への指導	13
2. 基本的な感染症対策の実施	14
(1) 感染源を絶つこと	14
(2) 感染経路を絶つこと	16
(3) 抵抗力を高めること	22
3. 集団感染のリスクへの対応	27
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	28
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	29
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	31
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	33
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等.....	33
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	33
5. 出席停止等の取扱い	34
6. 教職員の感染症対策	35
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について.....	36
1. 各教科等について.....	36
2. 部活動	38

3. 給食.....	39
4. 図書館.....	40
5. 清掃活動.....	41
6. 休み時間.....	41
7. 登下校.....	41
8. 寮や寄宿舎における感染症対策.....	42
9. 健康診断.....	43
第4章 感染が広がった場合における対応について.....	43
1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握.....	43
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について.....	44
(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合.....	44
(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応.....	45
3. 臨時休業の判断について.....	46
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について.....	46
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について.....	47
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に 属すると特定された地域における臨時休業の考え方について.....	47
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について.....	50
別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令 和2年5月21日)	
資料3. (事務連絡)「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年 5月22日)	
資料4. (事務連絡)「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に 基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 2年3月19日)	
資料5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指 導等について」(令和2年5月13日)	
資料6. (文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中	

等教育局教育課程課長通知)「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和2年5月27日)

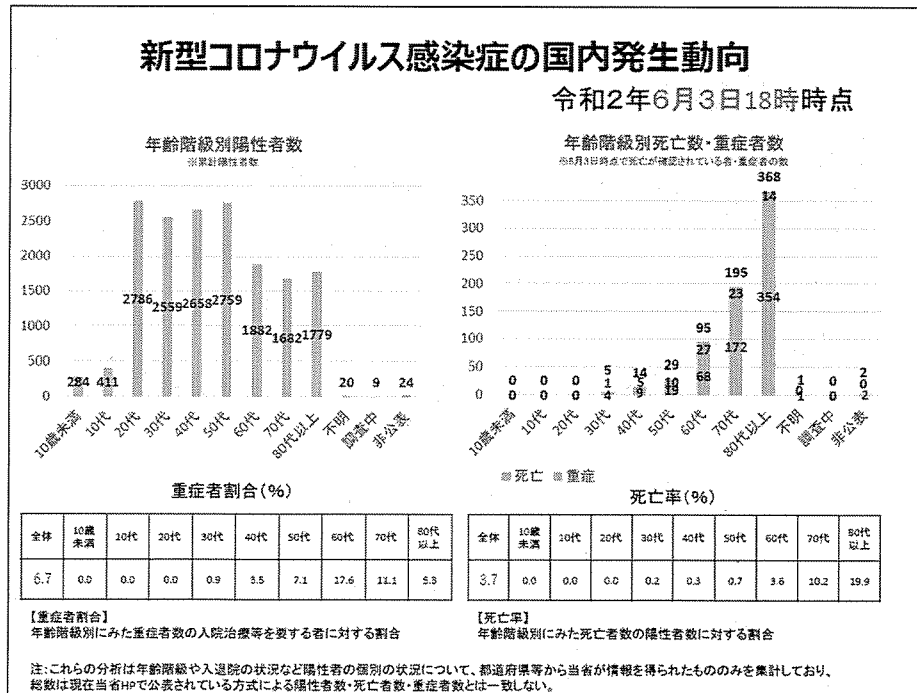
資料7.(保健教育指導資料)新型コロナウイルス感染症の予防

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 新型コロナウイルス感染症について

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。



出典：厚生労働省作成資料（同省ホームページ）

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親旅行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

2. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です¹。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第 4 章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5 月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、6 月 16 日時点における感染の状況を踏まえて作

¹ 4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べられています。

成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

- ※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。
- ↓
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。
- ↓
- ③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。
- ↓
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)から抜粋

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う**。
- ③ **感染観察都道府県**：**引き続き感染状況をモニタリング**するとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県	
判断基準	<p>【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の増加時間などで判断。</p> <p>【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。</p>	<p>特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。</p>	<p>新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。</p>	
対応	基本方針	<p>特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で新規感染者数を劇的に抑えこむ。</p>	<p>感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。</p>	<p>引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底。</p>
	外出	<ul style="list-style-type: none"> 法第45条第1項に基づき外出自粛の協力要請。 県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指す。 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	<ul style="list-style-type: none"> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 	<ul style="list-style-type: none"> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） 公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。 	

3. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

4. 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染³とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

³ 令和2年6月16日までに文部科学省に報告があった146件のうち、家庭内感染は約73.3%(107例)、学校約1.4%、その他約2.7%、不明約22.6%でした。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

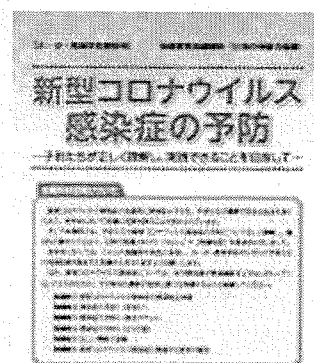
1. 児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



文部科学省 HP 掲載

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」⁴などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

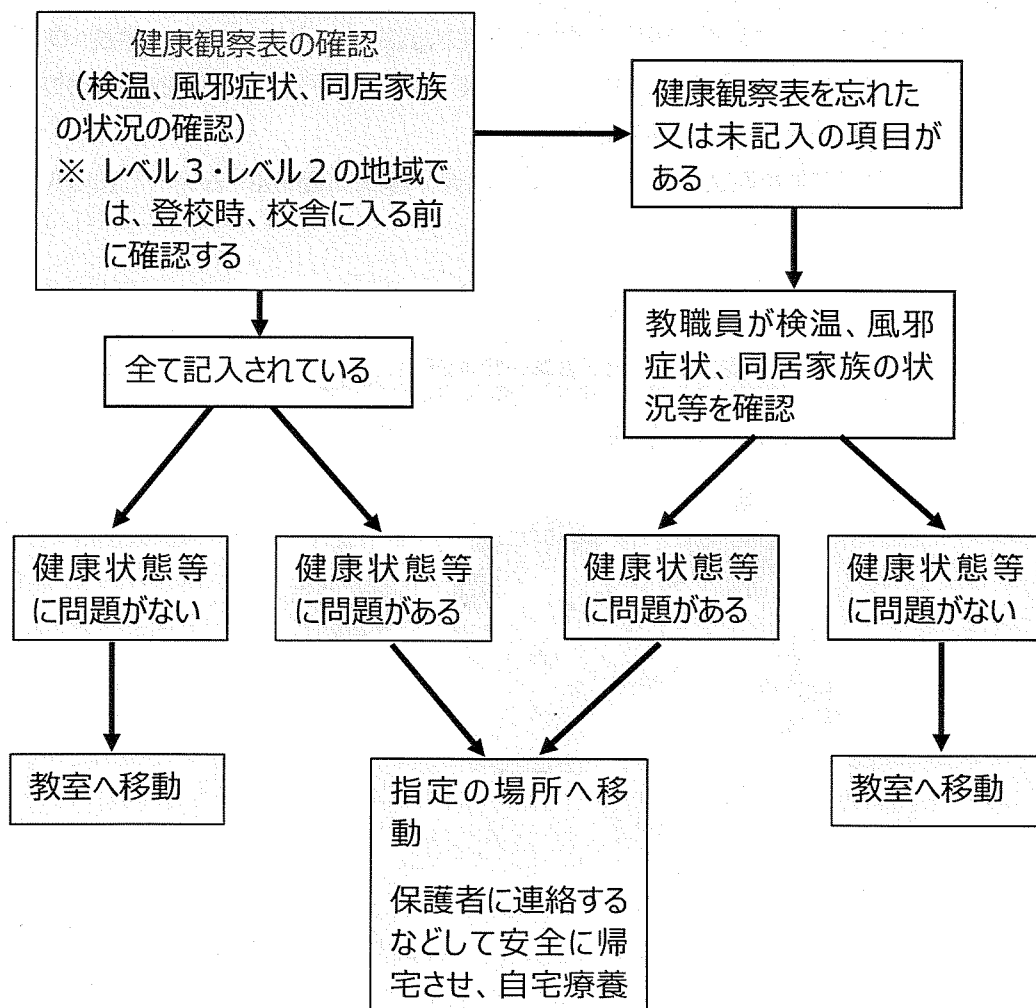
⁴ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

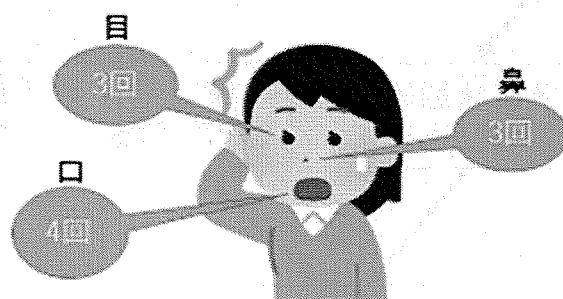
接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。

したがって、予防に努めることが重要である。（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、
約44パーセントを占めています！

（出典：厚生労働省ホームページ）

①手洗い


接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

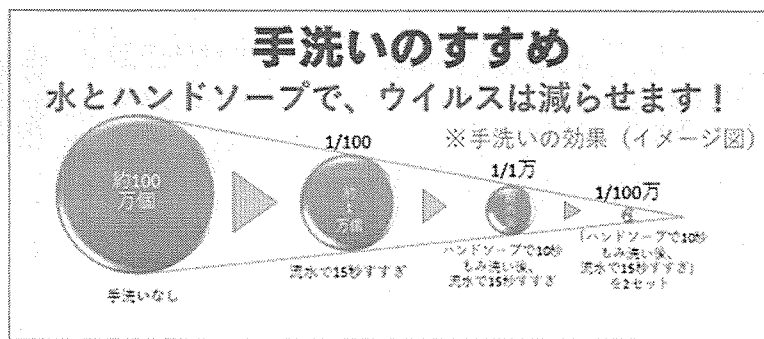
なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後	1回	約0.01% (数百個)
流水で15秒すすぐ	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。
(森功次他：感染症学雑誌, 80:496-500,2006 から引用)



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後

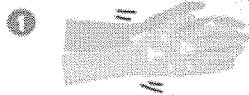


共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手のひらに
爪は短く切っておきましょう
時計や指輪を外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのぼすようにこすります。



③ 指先・爪の隙を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをぬじり洗いします。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸

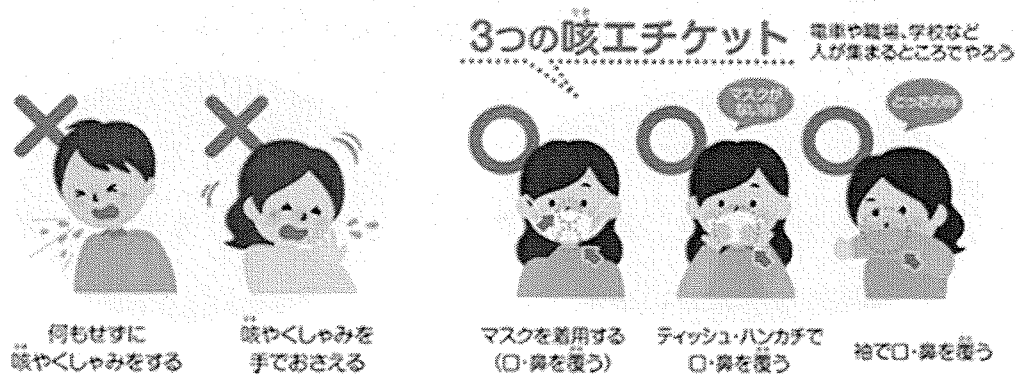
厚生労働省

厚労省



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

1) 日常的な消毒について

○消毒液等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液⁵を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。
- 「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものです。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) において検証試験が継続中

⁵ 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

であり、現時点でまだ結論は出ていません。⁶

○消毒の方法について

- ・ 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・ 換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- ・ エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- ・ 手指消毒には使用しないでください。
- ・ 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・ 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置

⁶ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「次亜塩素酸水に関すること QA」

<https://www.nite.go.jp/information/osirasefaq20200430.html>

きはしないようにします。

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・ 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・ 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われていています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・ 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで公開されています。
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・ 使用する際には、経済産業省及びNITEが作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)

2) 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った

物品に対する消毒は不要とされています。⁷なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており⁸、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は1)を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。



⁷ 【参考】 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

⁸ 【参考】 厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われていています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

(参考) 消毒の方法等について

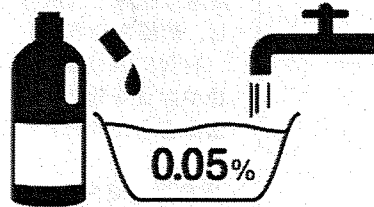
	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤※
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(後掲)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
 洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ
 (<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
換気をしてください。
家事用手袋を着用してください。
他の薬品と混ぜないでください。
商品パッケージやHPの説明を
ご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯) [*] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10ml (商品 付属のキャップ1/2杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.1%に希釈した界面活性剤を20秒～60秒浸透させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osiras+20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに探求を進めています。

※ 既に一部の試験機種では効果ありとされたもの
 ▶ 塩化ベンゼトニウム
 ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
 (異なる試験・機種を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osiras+detergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品の成分表は製造法等に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、塩化ベンゼトニウム
容量	約アルカリ性 正味量 400ml

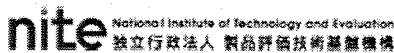


使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



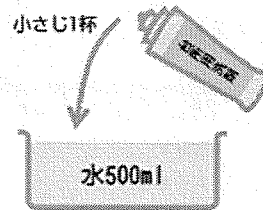
「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合は？

台所用洗剤を使って
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く
混ぜ合わせる。
(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつ
けて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。)

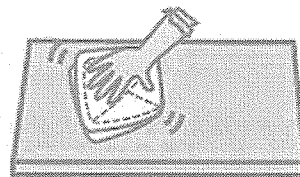


(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作っ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッ
チンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分(電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など)を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面(家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など)や、水がしみこむ場所や材質(布製カーテン、木、壁など)には使わないでください(シミになるおそれがあります)。

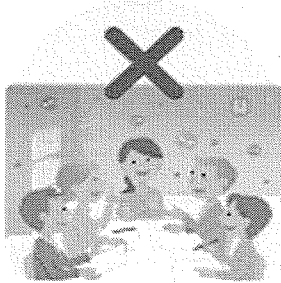
3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

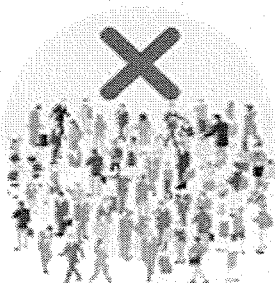
- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多数が集まる密集場所
- ・ 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

①換気の悪い
密閉空間



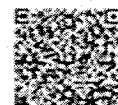
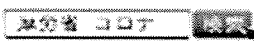
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③ エアコンを使用している部屋

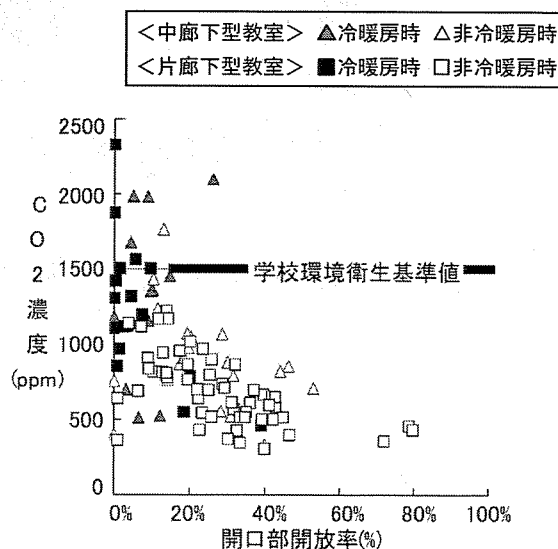
エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

(参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO₂）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO₂濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



(2)「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル1の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ります。

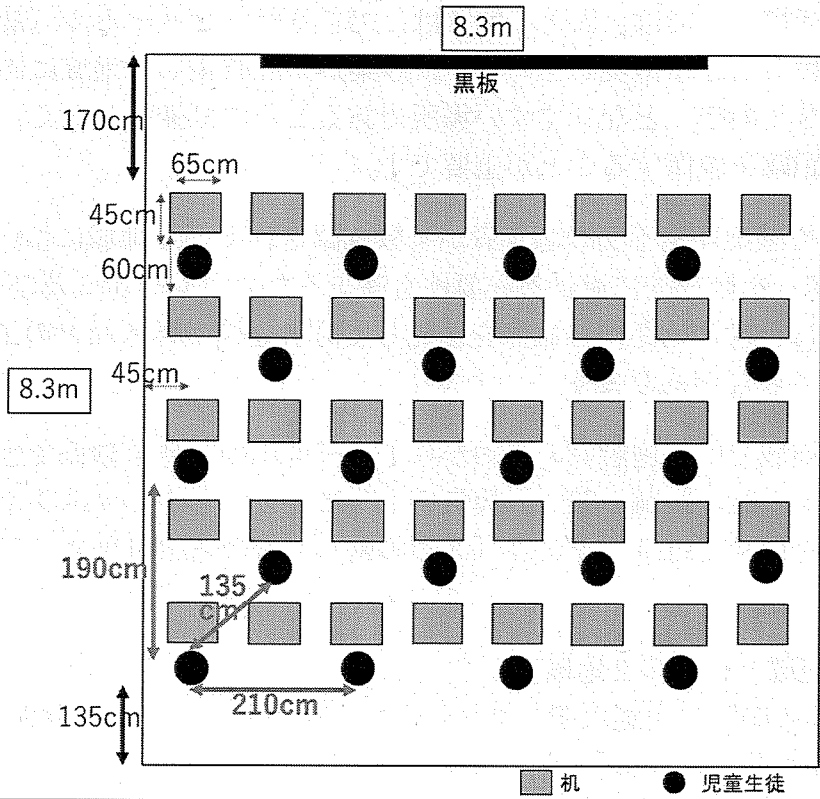
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域】

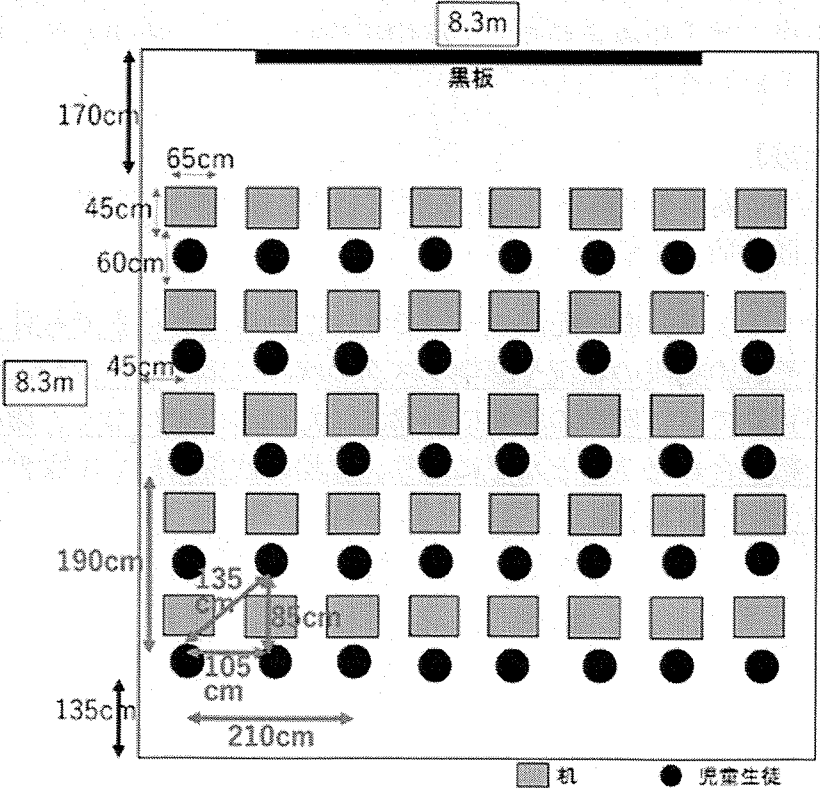
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)

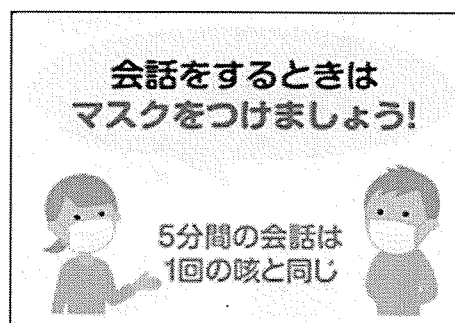


(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。 配慮事項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

⁹ 別添資料6（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和2年5月27日））参照

(参考) 正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなができること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人につつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

② マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③ 布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

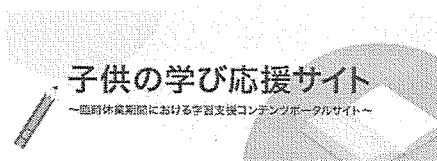
・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRO74o>

④ 手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等¹⁰（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

¹⁰ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。

5. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。(第4章2.(1)②参照)

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります(第2章2.(1)①及び第4章2.(2)参照)。感染がまん延している地域(レベル2や3の感染状況の段階である地域)においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります(第2章2.(1)①参照)。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合(第2章4.(1)参照)及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合(第2章4.(2)参照)には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が判明した者 ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者 ・ 発熱等の風邪症状がみられる者 ・ (レベル2や3の地域において) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

6. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとしてください。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照してください。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や

児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の

趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P37）を踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のQ&A¹¹で示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例¹²などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた

¹¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

¹² 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日事務連絡）

調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

【レベル3 地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。¹³

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手

¹³ 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（2文科初第222号令和2年5月1日）（抜粋）

（4）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」¹⁴（令和2年5月14日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

5. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

6. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つ

¹⁴ http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

の密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- ・ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようななどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

8. 寮や寄宿舎における感染症対策

学校の寮や寄宿舎における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（5月14日公表、同21日一部改訂）¹⁵も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。また、登校前の健康観察についても、学校に協力して行うようにしてください。

¹⁵ <http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

9. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません）。3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料4事務連絡参照）

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされて

います。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」¹⁶（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

¹⁶ 日本学校保健会が運営。 <http://www.syndromic-surveillance.com/gakko/index.html>

④ 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。¹⁷なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており¹⁸、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は「第2章 2. (2) ③消毒」を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

¹⁷ 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

¹⁸ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われていています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

3. 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル3の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第32条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法第24条9項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第45条第2項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第24条第7項等に基づき必要な措置を講ずることの要請

をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。
一般には次の事項を考慮して検討。
・学校内における活動の態様 ・接触者の多寡
・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した児童生徒等や濃厚接触者の出席停止

＜児童生徒等＞

・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

＜教職員＞

・感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

レベル1・2の地域

レベル3の地域

生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

右の要請がなくても

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一律自粛を要請した場合

生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

臨時休業の必要性は低い

分散登校等の実施

全面的な臨時休業の実施

※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される。

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

- ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。
 - ・ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
- 等の配慮等が考えられます。

2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

- ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

<本マニュアルに関する連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918、2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和2年4月現在)

(五十音順)

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校統括校長、全国特別支援学校長会会長
川越 豊彦	前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、 全日本中学校長会会長
喜名 朝博	東京都江東区立明治小学校統括校長、 全国連合小学校長会会長
佐藤 秀行	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
萩原 聡	東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長
橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
道永 麻里	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

菖蒲川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
東川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会顧問

二宮町社会教育施設の利用再開における
新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について

二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日、5月14日）」を踏まえ、町の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、政府専門家会議の提言や定められた各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う情勢の変化等により、今後、本ガイドラインを変更することがあります。

1 利用者に実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。また、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いのある方が身近にいる方は、当面の間、利用を控えてください。

(2) 飲食を伴う利用の制限

屋内施設の利用にあたっては、調理を伴う利用については、感染リスクが高いと考えられるため、当面、設備の利用を停止することから、給湯室、調理室及び備え付けの食器等の利用はできません。

よって、当面は飲食を伴う利用はなるべくご遠慮ください。

(3) 利用定員数の縮小

利用定員数が定められた施設については、各施設で定められた利用定員数を上限として利用してください。

(4) マスクの持参、着用

来場する際は必ずマスクを持参し、スポーツ等を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用してください。

(5) 道具の持参

使用する道具やタオルについては、極力自分自身で持参し、共用を避けるようにしてください。

(6) 手洗い、手指消毒

利用前に石鹸による手洗い及びアルコール消毒を必ずしてください。

(7) 対人距離の確保

他の利用者との距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保してください。

い。強度が高い運動、スポーツの場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空けるようにしてください。

(8) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行ってください。

(11) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) 利用中の飛沫感染防止

利用中に大きな声での会話や歌を歌うことはご遠慮ください。また、運動・スポーツ中に唾や痰を吐かないようにしてください。

(13) 利用者名簿の作成

団体利用の場合、利用者全員の氏名、住所、連絡先が入った名簿を作成し、利用後1か月間保管してください。利用時に町へ名簿を提出する必要はありませんが、施設利用者から感染者が発生した場合、町及び平塚保健福祉事務所等の公的機関への利用者名簿の提出に応じるようにしてください。

個人利用の場合、名簿の作成は必要ありませんが、学習室等を利用する場合は名簿への記入をお願いします。

(14) 感染症対策チェックシートの記入

利用前に、施設毎に定められた感染症対策チェックシートを記入し、管理人の駐在する施設については管理人に提出してください。管理人の駐在しない施設については、利用者名簿と併せて保管してください。

(15) LINEコロナお知らせシステムの登録

ア 利用時に、神奈川県が実施するLINEコロナお知らせシステムに登録し、施設のQRコードを読み取るようにしてください。

イ イベントの主催者はイベント毎に登録し、参加者に対してQRコードを読み取るように呼びかけてください。

2 施設管理者において実施する事項

(1) 利用時の注意点の周知

事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入口などに明示することを徹

底する。

(2) マスク着用の周知・確認

着用した上で来場するよう周知する

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認

自宅で検温をしていただき、発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場合がありますこと、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いのある方が身近にいる方は、当面の間、利用を控えていただくことを周知する。

(5) 対人距離の確保

ア 対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空ける工夫をするよう周知する。

イ 利用定員が定められた施設の利用については、各施設で定められた利用定員数を上限として利用するよう周知する。

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。（機械換気でも可）

イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(8) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。（ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。）

(9) 飲食を伴う利用の制限

屋内施設の利用にあたっては、調理を伴う利用については、感染リスクが高いと考えられるため、当面、設備の利用は停止することから、給湯室、調理室及び備え付けの食器等の利用は停止する。

よって、当面は飲食を伴う利用をご遠慮いただくよう、周知を行う。

(10) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

(11) 利用者名簿の作成

団体利用の場合、申請者（代表者）に名簿の作成を依頼し、利用後1か月間は申請者（代表者）に適正に管理するよう求める。利用時に名簿の提出は求めないが、感染が発生した場合、町及び平塚保健福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

個人利用の場合、名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる学習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

(12) LINE コロナお知らせシステムの登録

ア 施設毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、QRコードを施設の入口に掲示する。また、利用者に対してQRコードを読み取るように周知を行う。

イ イベントの主催者に対しては、イベント毎に登録を行い、参加者に対してQRコードを読み取るように呼びかけるよう促す。

利用者名簿

団体名	
施設名	
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分

番号	氏名	住所	電話番号

※この利用者名簿は、感染が発生した場合に、代表者から町及び平塚保健福祉事務所など公的機関に提出していただきます。個人情報保護のため、前述の目的以外には使用できません。

二宮町生涯学習センターの利用再開における 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について

「二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」を踏まえ、生涯学習センターラディアンの利用再開にあたり行う事項等をまとめたものである。

1. 利用者及びイベント等主催者の周知事項

(1) 共通事項

- ・ 自宅で検温発熱や風邪等体調の異変、過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いがある方が身近にいる方の利用を控える。
- ・ 利用前・利用後の手洗いや手指消毒を行う。
- ・ マスク着用を行う。
- ・ 3密（密閉、密集、密接）を避ける。
- ・ 使用する道具やタオルは共用を避ける。
- ・ ゴミの持ち帰り、特に鼻水や唾液等がついたゴミはビニール袋で密閉して持ち帰る。
- ・ 部屋の換気をこまめに行う。（30分に1回5分程度）
- ・ 利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブ等人が触れる部分については利用後に消毒を行う。
- ・ 利用前に感染症対策チェックシートに記入の上、受付へ提出する。
- ・ 団体利用については、利用者名簿を作成し1か月間保管する。利用者から感染者が発生した場合、町及び平塚保健福祉事務所等への公的機関へ利用者名簿を提出する。
- ・ 利用時に神奈川県が実施する LINE コロナお知らせシステムに登録し、施設の QR コードを読み取る。
- ・ イベント主催者はイベントごとに登録し、参加者に対して QR コードを読み取るように呼びかける。
- ・ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと。

(2) ホール主催者

- ・ 会場入口に手指消毒液の用意を行う
- ・ 入退場へは余裕を持った時間を設定し、時間差を設ける等混雑しないよう配慮を行う。
- ・ 開場時間の拡大、休憩時間の延長、入場時チケット確認（もぎり）の簡略化の検討を行う。

- ・チラシ、アンケート等手渡しによる配布は極力避ける。
- ・プレゼント、差し入れなどは控えるよう呼びかける。
- ・物販（教育委員会が許可したものに限り）の際は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購入者との間を遮蔽する。

2. 部屋等の利用制限

(1) ホール以外の各部屋

- ・密集を避けるため、ホール及び各部屋の利用上限人数を別紙「各部屋の利用制限について」の通り定める。
- ・共有箇所（ラウンジ、給湯室、ロッカー）を利用不可とする。
- ・会食や懇親会等飲食を目的とした利用は不可とする。
ただし、研修会等の目的で昼食や軽食等は可能とするが、飲食物のシェアを避け、利用者間の距離を十分確保することとする。
- ・マルチルーム1についてはホール控室以外の使用は換気が十分にできないことから当面の間不可とする。

(2) ホール

- ・客席の収容人数の上限目安を100名とし、観客の距離を十分に確保（2席程度空ける）する。
- ・親子室及び鑑賞室は原則として貸出不可とする。乳幼児のいる場合等必要がある場合は、家族のみの使用とする。
- ・舞台の利用については、別紙「各部屋の利用制限について」の通りの運用とする。上限人数以内でもソーシャルディスタンスの確保が難しいと考えられるものは利用の自粛を促す。
- ・ピアノやマイク等の備品の消毒や使用方法については施設管理者の指示に従うこと。

(3) 展示使用

- ・観覧者間の距離を十分開けるよう、展示方法や案内等の配慮を行う。
- ・観覧者が触れられる展示物については極力避ける。
- ・ガラスケースやテーブル等多くの人が触れるものについては使用日毎に消毒を行う。

3. 施設管理者が実施する事項

- ・ 出入口にアルコール消毒液を設置する。
- ・ 手すりやドアノブ等の消毒を適宜行う。
- ・ 飛沫感染防止のため、受付にビニールシートを設置し職員はマスクを着用する。
- ・ 受付時やホームページ及び館内表示等において上記取組みをお知らせする。

4. その他

- ・ 本文書は、今後の状況に応じて適宜見直しを図り、内容を更新していく。

ラディアン感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前に受付にご提出ください。

使用団体名	
代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

- 発熱または咳・咽頭痛などの症状が出ている方、過去2週間以内に感染が拡大している国等の訪問歴がある方、感染者やその疑いがある方が身近にいる方は利用を控えること

2. 利用について

- 利用前・利用後には手洗いをする
- 各自マスクを持参し、利用中は極力マスクを着用すること
- 3密（密閉、密集、密接）を避けること
- 原則、30分に1回5分程度の換気を行うこと
- 使用する道具やタオルについて、利用者間での共用を避けること
- 使用済みのマスクやゴミは持ち帰ること。特に、鼻水・唾液等がついたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して持ち帰ること
- 利用中に大声での会話や歌を歌うことはできるだけ避けること
- 利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブ等人が触れる部分については、利用後に消毒を行うこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

- 代表者の方は、別紙「利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保管

すること（提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いすることがあります）

- 利用者全員（LINE アプリを使用できる方）が、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取ること

3. 施設の利用制限について

- 各部屋の利用者数を制限します。詳細は、別紙「各部屋の利用制限について」をご参照ください。
- ラウンジ及び給湯室、ロッカーについては、利用できません。
- ピアノやマイクを使用する際は消毒についてや使用方法について施設管理者の指示に従ってください
- 会食・懇親会等の飲食を目的とした利用は、禁止とします
- 飲食については、弁当やペットボトル等の個別包装されたものとし、飲食物をシェアすることは避けてください。また、対面を避けて利用者間の距離を十分確保してください

4. ホール等主催者に向けて

- 入退場へは余裕を持った時間を設定し、時間差を設ける等混雑しないよう配慮をお願いします。
- 開場時間の拡大、休憩時間の延長、入場時チケット確認（もぎり）の簡略化の検討をお願いします。
- チラシ、アンケート等手渡しによる配布は極力避けてください。
- プレゼント、差し入れなどは控えるよう呼びかけてください。
- ホール公演に関連したCDや書籍等（事前申請が必要です）の際は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購入者との間を遮蔽してください。
- イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るように呼びかけること

5. 展示等について

- 観覧者間の距離を十分開けるよう、展示方法や案内等の配慮をお願いします。
- 観覧者が触れられる展示物については極力避けてください。
- ガラスケースやテーブル等多くの人に触れるものについては使用日毎に消毒をお願いします。

各部屋の利用制限について

1. 利用人数一覧（目安）

部屋		利用可否	面積	利用上限
ホール（舞台は下記参照）		可	841.2 m ²	100人
マルチルーム 1		不可※ ¹	58.5 m ²	—
マルチルーム 2		可	42.0 m ²	8人
分割利用	マルチルーム 2-1	可	21.0 m ²	4人
	マルチルーム 2-2	可	21.0 m ²	4人
マルチルーム 3		可	18.0 m ²	4人
和室		可	42.0 m ²	6人
保育室		可	30.3 m ²	4組※ ²
ミーティングルーム 1		可	66.6 m ²	15人
ミーティングルーム 2		可	125.5 m ²	25人
分割利用	ミーティングルーム 2-1	可	35.5 m ²	5人
	ミーティングルーム 2-2	可	52.0 m ²	12人
	ミーティングルーム 2-3	可	38.0 m ²	5人
	ミーティングルーム 2-1/2-2	可	87.5 m ²	20人
	ミーティングルーム 2-2/2-3	可	90.0 m ²	20人
ミーティングルーム 3		可	16.9 m ²	3人

※¹ ホール利用時の控え室としてのみ利用可能

※² 利用者が大人のみの場合は、5人まで利用可能

2. 舞台利用の目安

【マスク有】

利用上限	25名
条件	2m程度の間隔を四方に確保 両手を広げてぶつからない距離（1.7m程度）を想定

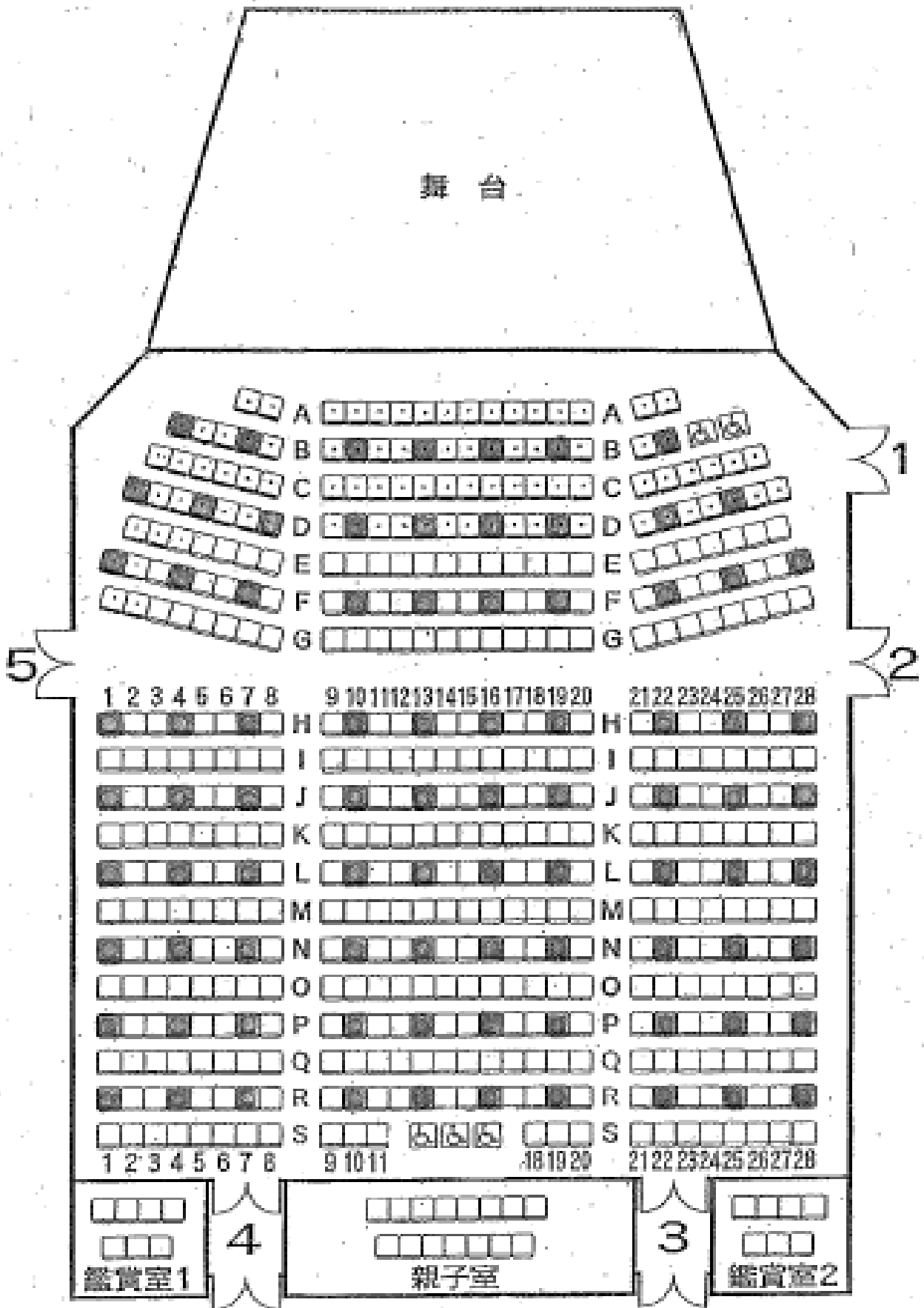
【マスク無】

利用上限	15名
条件	3m程度の間隔を四方に確保。合唱は2列まで可
備考	対面状態となる時はマスク着用 吹奏楽は発声を控えれば25名まで可

あくまでも目安です。内容や設営状況により利用者間十分な距離が図られない場合は自粛をお願いすることがあります。

【参考】ラディアン ホール利用目安

塗りつぶし箇所を目安にご利用ください



ご来館者カード

年 月 日

お名前

〒

ご住所

TEL

ご感想

二宮町ふたみ記念館からの企画展のDMを希望したい!という方はチェックをお願いいたします→

※新型コロナウイルス感染発生の場合は、上記情報を保健所等の公的機関へ提出することがあります

感染症対策チェックリスト

下記項目について、各自で確認をお願いします

体調は悪くないですか(発熱、風邪の症状)

過去2週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

館内利用について

利用前・利用後には手洗いをする

マスクの持参をすること

三密(密閉、密集、密接)を避けること

観覧中に大きな声で会話をしないこと

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

利用者全員について、神奈川県が実施するLINEコロナお知らせシステムに登録し、施設入にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします

イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINEコロナお知らせシステムに

町立体育館感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前に受付にご提出ください。

使用団体名	
代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）

過去2週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方の濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

密集を避けるため、下記人数を目安として利用すること

【各施設の上限人数の目安】

体育室	半面につき25人
幼児ルーム	10人
多目的室	20人
会議室	10人

※用具を配置した場合は十分な距離が取れるよう利用者数を減らすなどの対応をお願いします。

※個人利用の場合、上記人数を超えた場合に入場制限をさせていただくことがあります。

※幼児ルームは共用スペースのためゆすりあって上記の人数を目安にご利用ください。

裏面につづく

- トレーニングルーム及び更衣室は使用できません
- 利用前・利用後には手洗いをする

- マスクの持参をすること
(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際)
- 窓を開け、扇風機を回すなど十分な換気をおこなうこと
- 対外試合や大会は控えること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 利用者同士が接触するような活動は避けること
- 使用する道具やタオルについて利用者間での共用を避けること
- 使用するマスクやゴミは持ち帰ること。特に鼻水・唾液等がついたゴミはビニール袋に入れ密封して持ち帰ること
- 飲食については、弁当やペットボトル等の個別包装されたものとし、飲食物をシェアすることは避けること。また、対面を避けて利用者間の距離を十分確保すること
- 利用した備品や飲食については、弁当やペットボトル等の個別包装されたものとし、飲食物をシェアすることは避けること。また、対面を避けて利用者間の距離を十分確保すること
- ドアノブ等人が触れる部分については、利用後に消毒を行うこと
(除菌液として次亜塩素酸水を受付で貸出しています。)
- 三密(密閉、密集、密接)を避けること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと
- 代表者の方は別紙「施設利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保管してください(提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いすることがあります)

- 利用者全員について、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします

- イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るように呼びかけること

※各競技協会等における感染拡大予防ガイドラインがある場合は参照の上、
感染防止対策を講じてください

町民運動場感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前に施設管理人にご提出ください。

使用団体名	
代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）

過去 2 週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

利用前・利用後には手洗いをする

マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話を
する際）

三密（密閉、密集、密接）を避けること

対外試合や大会は控えること

利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

飲食については、弁当やペットボトル等の個別包装されたものとし、飲食物をシェアする
ことは避けてください。また、対面を避けて利用者間の距離を十分確保してください。

利用した備品については利用後に消毒を行うこと

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

裏面につづく

- 代表者の方は別紙「施設利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保管してください（提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いすることがあります）
- 利用者全員について、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします
- イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るように呼びかけること

※各競技協会等における感染拡大予防ガイドラインがある場合は参照の上、
感染防止対策を講じてください

テニスコート感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前にラディアン受付にご提出ください。

使用団体名	
代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）

過去2週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方の濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

利用前・利用後には手洗いをする

マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話を
する際）

三密（密閉、密集、密接）を避けること

対外試合や大会は控えること

利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

代表者の方は別紙「施設利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保
管してください（提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いするこ
とがあります）

裏面に続く

- 利用者全員について、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします
- イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るよう呼びかけること

武道館感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前に教育委員会受付（土日は日直室）にご提出ください。

使用団体名	
代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

- 利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）
- 過去2週間以内に、以下の項目の有無
- 平熱を超える発熱がない
 - 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない
 - 嗅覚や味覚の異常がない
 - 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がない
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

- 密集を避けるため、柔道場25名、剣道場25名を上限として使用すること
- 施設内では水分補給以外の飲食はしないこと
- 更衣室は使用できません
- 利用前・利用後には手洗いをすること
- マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際）
- 窓を開け、扇風機を回すなど十分な換気をおこなうこと
- 対外試合や大会は控えること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 人と人とが接触するような活動は避けること

裏面につづく

- 使用する道具やタオルについて利用者間での共用を避けること
- 使用するマスクやゴミは持ち帰ること。特に鼻水・唾液等がついたゴミはビニール袋に入れ密封して持ち帰ること
- 利用した備品やドアノブ等人が触れる部分については、利用後に消毒を行うこと
(除菌液として次亜塩素酸水を受付で貸出しています。拭くタオル等は各自ご持参ください)
- 三密(密閉、密集、密接)を避けること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと
- 代表者の方は別紙「施設利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保管してください(提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いすることがあります)
- 利用者全員について、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします
- イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るよう呼びかけること

※各競技協会等における感染拡大予防ガイドラインがある場合は参照の上、
感染防止対策を講じてください

山西プール利用者カード

一般用

氏名		年齢	歳
			歳
			歳
			歳
			歳
連絡先	(住所) (電話番号)		
利用日	令和 年 月 日 (曜日)		
利用予定時間	コロナウイルス感染拡大の観点から2時間までを目安に利用をお願いします		

※記入いただいた個人情報は、利用者数集計及び新型コロナウイルス感染拡大防止に関する
 のみに利用し、それ以外に使用いたしません。
 感染症が発生した場合、保健所等への公的機関に提出することがあります。

裏面のチェックリストの確認をお願いします

山西プール感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、下記項目の確認とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 利用者の体調について

- 利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）
- 過去 2 週間以内に、以下の項目の有無
 - 平熱を超える発熱がない
 - 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない
 - 嗅覚や味覚の異常がない
 - 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者の濃厚接触がない
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

- 利用前・利用後には手洗いをする
- マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際）
- 水泳時やプールサイドで休憩等する際は、他の利用者との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すること
- タオルやゴーグル等の共用はしないこと
- 更衣室は一度に入る人数を制限し、密集を避けること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 三密（密閉、密集、密接）を避けること
- 水分補給以外の飲食はしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと
- 神奈川県が実施する LINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にある QR コードを読み取るようにご協力をお願いします

山西プール利用者カード

なまえ	
電話番号	
学校名・学年	学校名 年生
日にち	令和 年 月 日 (曜日)
プールにいる 時間	コロナウイルス感染予防のため、2時間以内を目安にしましょう

※記入いただいた内容は、人数の集計及び新型コロナウイルス感染防止に関わることにのみ利用し、それ以外に使用いたしません。

感染症が発生した場合、保健所などへこのカードを提出することがあります。

山西プール感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、下記項目の確認とご協力をよろしくお願いいたします。

1. あなたの体調について

- 熱があったり、かぜをひいていませんか
- 過去2週間以内に、以下の症状はないですか
- 平熱を超える発熱がない
- せき、のどの痛みなどの風邪の症状がない
- だるさ、息苦しさがない
- においや味の異常がない
- 体が重く感じる、疲れやすいなどの症状がない
- 新型コロナウイルス感染症にかかった人と会っていない
- 家族や身近な知りあいに感染が疑われる人がいない
- 過去14日以内に海外に行っていない

2. 利用についての注意

- 利用前・利用後には手洗いをする
- マスクの持参をすること（受付時や着替え時、会話をする際など）
- 水泳時やプールサイドで休憩等する際は、他の利用者との距離（できるだけ2m以上）を開けること
- タオルやゴーグル等の貸し借りはしないこと
- 更衣室が混んでいるときは少し外で待ちましょう
- 利用中に大きな声で会話、応援などをしないこと
- 三密（密閉、密集、密接）を避けること
- 水分補給以外の飲食はしないこと
- 感染防止のために施設のルールについて従うこと

- （スマホを持っている人）神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします

保護者の皆様へ

山西プールご利用者へお願い

今後施設の利用者でコロナウイルス感染者が発生した場合に備え、利用者の皆様に氏名・連絡先等をご記入いただいております。

お子さまの氏名・連絡先・学年をご記入いただいておりますので、ご了承ください。

なお、記入いただいた個人情報については、利用者集計及び新型コロナウイルス感染拡大防止に関することのみ利用し、それ以外に使用いたしません。

感染症が発生した場合、保健所等への公的機関に提出することがあります。

今後ご利用される場合にも、下記についてご確認くださいませようお願い致します。

感染拡大防止のため、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 利用者の体調について

利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）

過去 2 週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

利用前・利用後には手洗いをする

マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際）

水泳時やプールサイドで休憩等する際は、他の利用者との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すること

タオルやゴーグル等の共用はしないこと

更衣室では人数制限を行いますが、利用者同士の距離をできるだけ開けること

利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

三密（密閉、密集、密接）を避けること

水分補給以外の飲食はしないこと

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

神奈川県が実施する LINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にある QR コードを読み取るようにご協力をお願いします

山西プール感染症対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入の上、利用前に受付にご提出ください。

代表者名	
代表者連絡先	(住所) (電話番号)
利用日時	令和 年 月 日 (曜日) ~
利用者数	人
利用目的	

下記項目について、利用者全員に確認し、チェックをお願いします。

1. 利用者の体調について

利用者に体調の悪い方はいませんか（発熱、風邪の症状）

過去2週間以内に、以下の項目の有無

平熱を超える発熱がない

咳、のどの痛みなどの風邪の症状がない

だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない

嗅覚や味覚の異常がない

体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者の濃厚接触がない

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない

過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

2. 利用について

利用前・利用後には手洗いをする

マスクの持参をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際）

水泳時やプールサイドで休憩等する際は、他の利用者との距離（できるだけ2m以上）を確保すること

タオルやゴーグル等の共用はしないこと

更衣室は一度に入る人数を制限し、密集を避けること

利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

三密（密閉、密集、密接）を避けること

水分補給以外の飲食はしないこと

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置について従うこと

裏面につづく

- 代表者の方は別紙「施設利用者名簿」に当日利用者全員の連絡先等を記入し1か月間保管してください（提出不要ですが、感染発生の場合は保健所等へ提出をお願いすることがあります）
- 利用者全員について、神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、施設入口にあるQRコードを読み取るようにご協力をお願いします
- イベントの主催者は、イベント毎に神奈川県が実施するLINE コロナお知らせシステムに登録し、参加者に対してイベントのQRコードを読み取るよう呼びかけること

二宮町図書館再開後の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について

本文書は、「二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」等に定められた対策の他、特に二宮町図書館の段階的な再開にあたって行う事項などを整理したものです。

1 来館前の利用者への周知事項等

- ・発熱がある場合をはじめ、少しでも体調に異変を感じたときは、無理をせず体調が回復するまで来館は控えていただきます。
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある方、感染もしくはその疑いのある方が身近にいる方は、当面の間、来館を控えていただきます。
- ・館内清掃や消毒作業のため、当面の間、開館時間は午前9時30分から午後5時00分とします。
- ・開館直後や閉館直前など混雑が予想される時間帯をお知らせし、なるべく避けて来館いただくよう、ホームページ等を利用して促します。
- ・マスクの着用での来館を促します。お持ちでない方には、ハンカチで口を覆うなど、周囲の方への配慮をお願いします。
- ・館内で感染発生が確認された場合は、保健所等公的機関に利用者情報などを提供する場合があります。

2 来館時の注意事項

- ・来館前や帰宅後の手洗いや手指消毒を呼びかけます。
- ・滞在時間は30分程度を目安とし、30分ごとにチャイムを放送します。
- ・当面の間、学習コーナー、AVブース、図書館2階トイレは使用禁止とします。利用できる座席等も必要最低限の数とします。
- ・他の来館者の方と適度な距離を確保するよう促します。
- ・集団になることや、近距離での会話は避けていただきます。
- ・県の「LINEコロナお知らせシステム」の活用を促します。
- ・換気のため館内の窓は常時開放し、扇風機による送風等を行います。空調による温度管理が難しくなることを周知します。
- ・入館後、万一、体調不良など不測の事態が起きた場合は、速やかに係員にお申し出いただくよう周知します。

3 施設管理者が実施する事項

- ・来館回数を減らせるよう、視聴覚資料の貸出期間を2週間に延長します。
- ・飛沫感染防止のため、カウンターにビニールシートを設置し、職員はマスクを着用します。また、館内各所に手指消毒用アルコール等を設置します。
- ・開館時間中も適時、消毒作業等を行います。
- ・カードやレシートをお渡しする際は、コイントレイ等を使用します。
- ・適切な距離を確保できるよう、カウンター前や書架付近に表示を行います。
- ・一度貸出した資料は、返却後3日間館内で保管した後に利用に供します。
- ・おはなし会等のイベントは密集状態が避けられないため、当面の間は中止(延期)します。
- ・ホームページや館内掲示で、これらの取り組みをお知らせします。

4 その他

- ・この内容は、今後の状況に応じて適宜見直しを行います。

令和2年6月 作成

GIGA スクールについて

1. 6月補正の内容について

○校内ネットワーク整備業務委託

町立小中学校全校の wifi 環境の整備（各校の普通教室、特別教室へのアクセス

ポイントやスイッチ、LAN 配線、充電保管庫の設置等）をする。

○タブレット端末のリース調達

約 1,570 台の端末（wifi モデル）をリース調達する。

2. スケジュール（予定）について

8月	業者選定（校内ネットワーク、タブレット端末ともに）
9月	契約事務、各校ネットワーク整備着工
10月	
11月	
12月	
R3年1月	タブレット端末キッティング
2月	
3月	運用開始

※スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

3. その他

○タブレット端末の導入先が決まった後、各校に対して導入業者による導入研修を実施する予定。また、ICT 支援員による研修・支援も随時、実施していくことで一人一台端末の運用開始に備える。

○今後、タブレット端末で利用するソフトウェアについては、学校の意見も集約しながら、Web ベースのものを中心に導入・検討を進めていく。